**第５号様式**(第５条関係)

屋外広告物変更許可申請書

年　　月　　日

　　屋外広告物条例第８条第１項の規定により申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様 | | | 申請者又は代理人 | 住所  (事務所の所在地)　　　　　　　　　電話 | | |
| 氏名 | | |
| 事務所の名称及び代表者 |  | |
| 管　理　者  住所氏名 | | 電話　　　　 　番  資格：一級建築士・二級建築士・屋外広告士 | | | | 種別 |
|  |
| 工事施工者  住所氏名 | | 電話　　　　　番  佐賀県屋外広告業登録（　 ）第　　　号 | | | |
| ※　手数料 |
| 変更前の内容 | 許可  年月日 | 年　　月　　日付 | | | |
|  |
| 指令  番号 | 第　　　　　　号 | | | |
| ※　収入年月日 |
| 許可  期間 | 年　　月　　日から  年　　月　　日まで | | | |
|  |
| 表示  場所 | 番地 | | | |
| 変更の内容 |  | | | | |
| ※　受付 |
|  |
| 変更理由 |  | | | | |
| ※　許可済印 |
| 許可の条件 | この処分に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して３月以内に、佐賀県知事・武雄市長に対して審査請求をすることができます。  また、この処分を知った日の翌日から起算して６月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）・武雄市（代表者は武雄市長となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。 | | | | |

（注）　１　申請者は※欄については記入しないこと。

　　　　２　はり紙、はり札、広告幕等は現物を添えて申請すること。

３　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）の規定により、建築主事の確認を受けるべき広告物又は掲出物件の管理者については、該当する資格を○で囲むこと。また、その資格を証明する書面の写しを添付すること。

　この様式に記載された個人情報は、屋外広告物許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。